

が干渉することをできるだけ避けるところの際整備をいたすというような諸点でございます。特に重点を置きましたのは第一の点、すなわちガス使用者の利益を保護する点でございますが、御質問にもございました通り、われくがこの際基本的の態度としていかなることをとるかと申しますと、先般の提案理由の御説明の際に申し上げたような次第でございます。

○始発委員　ただいまの御説明によりますと、一、二、四の点に重点を置かれまして、そのうち特にガスの使用者の利益の保護ということに最も重点を置いておるというところでございますが、それはガス事業が公益事業であるという点からいたしまして当然であろうと思いますが、実際にはガス事業は公益事業としてのサービスが不足しておるという難が、御承知のように世間に少くないのです。その点に関連いたしましてこの法案の第十六条におきまして、ガス事業者の供給義務を規定いたしております。この十六条を見ますと「ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に対しても、その供給区域におけるガスの供給を拒んではならない」とございます。ここにいう正当な事由とは一体どういうものをさすのであるか。もし正当な事由とみなされるとするものが相当に広範囲な観念であるといたしますならば、ガス事業者の供給義務といふものは空文に帰するおそれがあると思うのですが、その点の見解を伺いたい。

なおわせまして、実際問題として

○ 古池政府委員 ただいまのお尋ねは、法案の第十六条におきまして「ガス事業者は、正当な事由がなければ、何人に對しても、その供給区域におけるガスの供給を拒んではならない。」という規定があるが、實際上は使用者として相当不便をこうむつておるのではないかというようなお尋ねをお待ちます。

今日ガス会社は月々の新規需要の申込みに応ずることができないで、未処理の件数が累増して参つておるというの実情のようと思われます。このようないうような未処理の件数がだんへたまつて行くという状態は、ここにいう供給義務の違反ということになるのかならないのか、その点の見解をお伺いいたしております。

場合、また天災その他從業員の生活行為等によつて供給が困難な場合、原料の不足あるいはガスの不足を生じた場合、かような場合を一應正当な事由として考へておるのであります。そことで供給設備 자체の不足といふようなことはどうかという問題になつて参ります。これにつきましては、新規の建設の能力といふような問題にも関係して来ると思つるのであります。この点は供給事業者として十分なる努力を払いました上において、しかもなお需要に応じ得なかつたということが客観的に一般通念として許され得るような事態の場合には、これはやむを得ないのじやないかといふように考えます。その辺の判断は非常にむずかしいかと存じますが、たとえば現在のごとく建設費に相当な資金を要するというような場合におきましては、この資金の調達といふことは非常に困難なのでございます。従つて事業者が最善の努力を尽しましても、なお需要に若干追いつかないといふような場合には、われくといたしましては一応これを了承して、しかる上において、政府もこれを十分督励すると同時に、援助をいたしまして、資金その他の面についてなるべくマッチするよういたしたい、かように考えておるのでございます。最後に申しました点は、実際問題としてその判断が非常にむずかしいかもしませんが、しかし一面、社会的な常識の上においてやむを得ないと認められるようなときは、これは正当な事由の中に入れて考へてもさしつかえないのじやないか、かように存じます。

たしております。そこで東京の例をとつて申上げますと、現在手持ち件数が六万四千から五千くらいあります。毎月の申込件数が大体七、八千ございます。して、月々實際によりつけております。件数は六千ぐらいでございますので、従つて未処理といたしまして毎月數百件ないしは千件ぐらいのものが未処理件数に増加しつつあるという状態でございます。たとえば二十七年の終りごろには未処理件数といたしまして四万件余りございましたのが、今日ではすでに二万件以上ふえておるという実情でございます。こういうふうに申込みに対しましてその需要に応じ切れないと、この実情が、正当な事由になるかどうかという点でございますが、たゞいま政務次官の御答弁になりました通り、現在の実情としましてはある程度やむを得ない、従つて正当な事由であるというふうに認めておるわけであります。

たしましよろとも、将来におけるガスの事情の正確な見通しを立てまして、その見通しの上にガスの製造設備、供給設備といふものを完備する。同時にあわせて所要の適正原料炭の入手の見通しもはつきりさせるということです。さいせんと、このガスの供給義務というものは実際ににおいて空文になると思われます。ただいまの御説明でも、実際に十六条の供給義務の規定が空文にしておるのであるか。またこれに対しまして政府としては何らかの対策があるになつておると思われる所以あります。が、これはどういうような原因に基いておられるのかという点をお尋ねしたいのであります。提出されました資料によつて検討いたしてみますと、ここにガスの拡充に対しまして二つの注目すべき資料があると思われます。その一つは昨年の一月に総理府の資源調査会から内閣総理大臣に対しまして提出された家庭燃料合理化に関する勧告書というものでござります。もう一つはこの勧告に基きまして通産省が省議できめました都市ガス施設の拡充五年計画というものでございます。五年計畫の方はあとで伺うといたします。最初に資源調査会の勧告でございますが、その内容はいわゆる総合燃料対策あるいは森林資源の保全、ひいては国土保全といふ立場から都市においては従来の木質の燃料を石炭に切りかえる、換言いたしますと、都市ガスの拡充をはかるということを勧告しておるのでありまして、現在の家庭燃料として使用されております薪炭は二億一千万石、それから直接伐採せられます薪炭

量が一億一千万石以上にも及ぶ非常に膨大な量でありまして、このままの状態で参りますと、日本の木材の蓄積量といふものは減少するばかりであります。森林資源が枯渇することは明らかでありまして、ひいて国土の荒廃の原因をなすほどでございますので、家庭燃料の合理化によつて、あわせて森林資源の保全をはかる必要があるというものが、この答申案の勧告書の主たる内容であると思われるのであります。なお都市における燃料を、通産省の計画によりまして木質燃料から石炭燃料に切りかえることによりまして節約できる木材の量は、この五年計画によりましてガス十一億立米の増加をいたしましたといたしますと、二千三百万石という相当大きい量の薪炭材が節約されるというふうに推算されておるのであります。この勧告の趣旨に対しまして当局の見解、通産省並びに經濟審議所の次長がお見えになつておりますから、この勧告をどう考へ、どう生かして行かれようとなさるのか、この点につきまして両当局の見解をお伺いしたいと思ひます。

当な被害を受け、また戦後のあの混乱時代を経まして、わが国の経済がすつかり戦前とは模様をかえて参つたというようなことから、供給設備の増強といふことも資金、資材その他の面からなか／＼簡単には参らないし、まだガスの需要の増加といふことも戦前の模様といふんかわづて来たような事情もありまして、今日に至つておるものと考えるのであります。そこでただいま御指摘のような、資源調査会の勧告につきましてはどうかといふお尋ねでござりますが、これはその勧告にあります通り、家庭燃料の合理化、またさらに大きくわが国の森林資源をいかにして温存するか、あるいは開発するかというような問題ともきわめて緊密なる関連を有するものであります。政府といたしましては、この勧告に基きまして昨年五月通産省において五箇年計画を樹立いたしたのでござります。そこでこの計画の内容について、後ほど御説明申し上げるいたしまして、われ／＼はこの計画となるべく早期に達成したいと考えておるようなわけで、そのためには存する諸問題、なむち必要な資源の調達の問題とか、あるいは適正原料の確保の問題とか、その他万般の問題につきましては、できるだけ遺漏のない策を講じまして、少くともこの計画を中途半端にしたり、あるいは計画を縮めて需要者に対する供給不足という事態ができるだけ起きるだけ遺漏のない策を講じまして、その他の方策の問題につきましては、起さないように、万全の努力を傾けて行きたいと考えておるような次第であります。なお数字的な点は担当の局長からお答えいたします。

につきましては、通産当局からもただいま御答弁申し上げた通りに、資源の総合需要の点から申しても、あるいは熱合理化的点から申しましても、あるいは家庭生活の面におきましても、まさに合理的なけつどうなことだ、かのように存じます。

○始闇委員　ただいまの資源調査会の答申に基きまして、通産省がガス施設拡充五箇年計画というものをお立てになつたのであります。が、その内容につきましては、提出された参考書類でございますので、あらためて御説明を伺わなくてよろしいと思ひますが、この計画を実際にやって参る上におきましては、問題点があると思うのであります。第一に、この計画を見ますと、日産ガスの発生能力を、現在の六百六十万立米から千百五十万立米といふ、ほとんど倍に近い新規設備を増加するのであります。第一として、その設備資金の投下量は五百億だということでござります。さらにその面における借入金や社債を返還金等を入れますと、調達に要する資金は約八百億になるというが見通しであると思います。申すまでもなく、ただいま経済審議庁でも通産省でも、このガス拡充計画は燃料対策として、また森林保存のためにぜひやつて参りたいと申すのであります。が、こういふ計算が実行できるかどうかといふところは、主として所要資金の調達ができるかどうかという点にかかっています。そこでその資金だけの計画を拝見いたしましたと、社内留保で百五十億、それから増資によつて百十一億社債で百四十億、長期信用銀行や市中銀行からの借入れを三百三十二億、政

うにいたしております。社内留保や増資は別といたしまして、社債、銀行借入金、それから政府資金等の調達に問題はございませんので、今後主としてはどういう見通しがあるのか。将来のガス料資金の問題などを考慮しますと、比較的金利の安い政府資金のわくが大きいということ是非常に望ましいのであります。一面におきましてそこに非常な問題、疑問があろうと思われます。この資金の調達に関しまして、政府としてはどういう見通しをもつておられるか。もしこの次金計画が不可能であるとするならば、この計画をさらに縮小いたしまして、その結果はガスの新規需要の抑制あるいは使用の制限ということになると存じます。ですが、そういうような事態を予想しておられるのかどうかについて白い意見としたいのです。私の意見としては、この五年計画は始まつておりますが、昭和二十八年度におきまして計画の第一段の努力を払われたいことを希望いたしますのであります。昭和二十八年度からこの五年計画は始まつておりますが、よう、資金調達に關しては政府は努力を払われるわけでございます。この間の資金の調達の状況、今後の資金にする見通し、さらには政府の決意とうようなものがあれば、それについて伺いたいと存じます。

につきましては手を打たなければなりません。たとえば昭和十八年度、つまりことしの資金の見込みを申し申し上げますと、本年度は大体預金の返済金全体といたしまして約九十四億円がいる、こういふうに考えておられます。これにさらに前年度までの借入額の返済額の約四十億を加えますと、合計百三十四億円程度の資金の調達を要するという見込であつたのであります。これに対しまして調達の内訳といたしましては、社債が十五億円、そちら現在の実績からいたしまして政金資金が約七億円程度出る見込みであります。それから債券発行銀行から約六億円、その他の金融機関から二十一億ほどのものが借り入れられることによつて、合計四十九億円が外部から入れ可能だというふうに見られております。従つて残りの六十八億円を増加するといは内部留保といふ自己調達の限りは、当初の期待額よりか政府金等の面からの調達額は減少いたしましたけれども、大体所要額を調達できるような見通しなつております。かし来年度以降におきましては、こように自己調達の能力といふものは、れほど余力はございませんので、今一層、将来のガスの原価の関係からいましても、できるだけ低利の政府資金を多額に確保する必要がござります。そういう面からいたしまして、年度におきましては、開銀資金をさらに一層増額するような方向に力をしなければならぬと思います。

点につきましては、電源開発の資金との関係もございますが、現在開銀資金の中で一番大きな部分を占めております電源開発用の資金も、大体二十九年から三十年あたりが山でございまして、それを逐次減少するという傾向にござりますから、その傾向とかみ合せまして、少し先の将来を考えれば、開銀資金と政府資金の増額ということも決して不可能な望みではないと思うのでありますし、来年度以降におきましては、そういう面につきまして特に力を入れて、所要資金の確保に努力したい、こういうふうに考えております。

○長村政府委員 ただいまのガス五箇年計画については、私の方におきましても非常の関心を持つておるわけであります。資金の面につきましては、ただいま中島局長からのお話もございましたが、昭和二十八年度で開銀関係が六億二、三千万円のものがきまつておると思います。結局七億ぐらいのものが二十八年度中に出ることにならうかと思います。二十九年度以降におきましては、御承知の通り開銀の資金額をなかなかつきゆくつかなものになると思いますが、私どもいたしましては先ほど来お話をありましたように、ガス事業のガスの供給の問題は非常に大きな問題と存じておりますので、他の産業におきまする資金需要、電気であるとかいろいろな産業の資金需要がございますが、これらの資金需要とも勘案

いたしまして、通産当局とも十分打合せの上、でき得る限り善処して参りました。かように考えております。

○始興委員 ガス事業が公益事業だという点からいたしましたと、ガス事業者は事業の改善合理化に努力をいたしました。できるだけ安い料金でガスを供給する必要があると思うのであります。が、現行のガス料金は高炭価の時期に認可されたものであつて、現在の織込み炭価に比べまして、石炭の価格は千二百円も下まわつておるのであります。一方、コークスの市況も必ずしも悪くはないのですから、この際料金を下げるといふ意味において改訂する必要があると思うのであります。が、その点はいかがでありますか。公益事業局長は電気の方については料金の値上げについて熱心なようであります。が、適切な場合には下げる方にも熱心でなければならぬと思うのであります。このガス事業の経理内容は現在非常にによろしいのではないか、価格の問題と関連いたしまして、東京、大阪その他主要な各社の収益率や配当率はどうなつておるかという点に關しましても簡単に御説明が願いたいと思います。

○中島政府委員 ガスの料金の問題でござりますが、お説の通りに現在の料金のベースになつております炭価と現実の石炭の価格と比べますと、現在におきましては相当石炭の値段が下つております。ただ一般的に申し上げまして、石炭の価格と、それからガス事業の場合の重要な副産物でありますコークスの価格というものが、大体におい

いまして、むろんその間に違つた傾向をたどることもございますけれども、石炭が上る場合にはコークスも上る、石炭が下ればコークスも下るというのが普通の行き方でございます。従つてその面におきましては、炭価が下れば当然それに伴つてコークスも下るということを考えれば、炭価の値下りによる利益といふものがある程度相殺されてしまつて、こういう傾向に一般的にあるということは言えると思います。ただ現在の問題といたしましては、二十八年度のガス事業の経理状況はきわめて良好でございますが、これは石炭の価格とコークスの価格との比較が必ずしも並行しなかつたという点にも理由がござりますが、前年度に比べまして非常に成績がいいわけでございます。従つてこれだけを見ますと、現在の料金にかなり余裕があるということは一応言えるわけでございますが、結論的に申しまして、私どもは今すぐにガス料金をいじるということは適当でないと考えております。むろん基本的に原価が下ればそれに応じて料金も下げられる、原価が上れば上げるということは公益事業の本質に即するわけでありまして、当然のことになりますが、御承知のように原価が上る場合におきましても、それに並行してたちまちに料金を引き上げるということはきわめて困難であるということがありますと同時に、下つた場合におきまして、かりに一時的に申しますが、現在好況にありますというだけの理由でもつて料金をただちに引下げるということが、それだけの面からはたして妥当であるかどうかということは考えなければならぬわけ

す場合には、ガス事業は二十七年度くらいまでは、欠損はもちろん出しておりませんけれども、比較的経理状態がよくありませんで、償却等にもかなり無理をいたしております。そこで本年度のこの好況期におきまして償却その他内部留保を十分いたしまして、資金の自己調達等のためにもはかり、また将来に対する企業といふものの基礎を固める時期でもございますので、半年あるいは一年間の業績だけでもつて料金のベースを引下げるとはまだ少し時期が早いのではないか。ことに少し長い将来を考えました場合には、いわゆる五箇年計画を実行して行きますと、建設資金の増高という点からいいたしまして、蒸気と同様にガス料金の償却といふものは、計数上は上る傾向にあるということはいなめないわけでありまして、そういうことを考えました場合に、原価の高騰を避けるという意味におきましては、むしろ現在多少でも利益ある場合にはそれを内部留保いたしまして、資金コストを下げるということが必要であります。そういう意味におきまして、現在ただちに料金を引下げるという時期ではないと考え方もあります。しかもしもしあるうござるという傾向にありますならば、本公司も引きまして、炭価は相かわりず安く、しかもコードレスは必ずしもそれに応じて、あるいはそれ以上に下らないといふ傾向にありますならば、ふるん適当な時期において料金の引下げといふものは考えられると思います。私どもといたしましても料金を上げる場合よりも下げる方が実は楽なんになりました。そういうことをいたしましたわけでありますけれども、値上げを

いうことも考へ、また将来値上がりが予想されるということを考えられますが場合には、単に一時的に下つたというだけですぐにそれに応じて料金を引下げることとは、現在の段階におきましてはまだ早いのではないか、こういうふうに考えておる次第でございます。

それから主要会社の利益率等でございますが、現在東京、大阪等のガス会社の場合におきましては、一忯一割五分であります。地方のその他の多数のガス会社では業績も非常にまち／＼でございまして、三割のところもありますし、あるいは二割以上のところもあります。しかし大体平均いたしまして、ガス会社全体を通じまして一割五分あるいは一割五分若干下つたという程度のところが平均の配当率であるように承知いたしております。

それから総資本に対する利益率を申しますと、東京瓦斯の場合におきましては、二十七年度の下期が四・七%，それから二十八年の上期が六・九%，こういうことになつております。大阪瓦斯におきましては、二十七年度の下期が三・一%，二十八年の上期が三・七%，これら名古屋の東邦瓦斯のことときは、二十七年の下期は一・四%であり、二十八年の上期は四・三%。また非常に多いところを見ますと、岡山瓦斯のごときは、二十七年の下期は三四%の利益を上げております。二十八年の上期は三〇%の利益で、これは資金額の相違によりまして數字的にも

率が違つて来るわけであります。東京、大阪の例を見ますと、三、四パーセントから六、七パーセント、こういう利益率を上げておるわけであります。

○始開委員 ガス料金のなるべく長期にわたる安定を考えたいというだいまでの御意見もわかるのであります。下げる場合にはなるべく下げる方にひとつ努力をしていただきたいと思います。そうでないと結局公益事業局は値上げばかりに熱心であるといふ世間の印象は否定し得ないとと思うのであります。

たおりります場合でも、定額法で計算し
た償却範囲額の九割を償却しておれ
ば、その趣旨を認めるという措置をい
たしておりますが、これは電気及びガ
ス法に同様に適用になる次第であります。
して、今通産省の方から御答弁がござ
いましたが、将来何か合理的なことで
もあれば検討はすることにならうと思
いますけれども、ただいまのところ電
気だけについて特別優遇の措置を講
じ、ガスを不利にする扱いはないと考
えておる次第であります。

○始閑委員 最後にこのガスの五年計
画に関連いたしまする第三の問題点と
いたしまして、四つの点を伺いたいと
存じます。

その一つは、この計画によりますと、
原料炭が二十七年度に比べまして、約
百九十万トンの増加を必要とすること
になるのであります。ガス事業で使
用いたします石炭は適正炭でなければ
ならない。特にコークス等の関係から
いたしまして、良質炭が要望されるの
であります。ですが、この適正炭の入手の見
通し、これは輸入等の関係もあると想
いますが、その見通しの問題を伺いたい
い。

それから第二の問題といたしまし
て、オイル・ガス・プラントの問題で
あります。これはピーク時の調節用
といたしまして、一定規模のものが必
要であるというように承つておるので
あります。が、オイル・ガス・プラントの
必要性といふものはどういうもので
あるか。それからその規模はどの程度
に想定しておられるのか、これはただ一
いまやかかる問題になつております
石炭と重油との関係の調整の問題とよ
く関連する一つの問題でありますので、

オイル・ガス・プラントというもののについての政府当局の考え方あるいは指導方針というようなものを承つておきたいと思います。

それから第三の問題といたしまして、ガスの生産増に伴いまして、ガスクの生産量が当然増加して参ります。コーケスの販売は、ガス事業の経理に非常に大きな影響があるのであります。が、販売がうまく参りませんと、これはガス料金が逆に上るといふようなおそれもございます。この計画における増産コーケスについては、需給關係は大体円滑に行くといふよろな見通しであるのかどうか、その点を伺いたい。

さらに第四点といたしまして、コーケスの売れ行きに対する不安の問題なり、あるいは一方におきまして適正原燃料炭、これはいずれにいたしましても輸入にまたなければならないといふことになりますが、こういうような諸点に関していたしまして、一般炭を使用してガスを発生するということになりますと、国内炭でも間に合うし、またコーケスの問題も起らないといふように考えられますが、一般炭を使用してガスを発生するといふ新しい技術はないのかどうか。この五箇年計画を拝見いたしますと、この計画の内容の一つといたしまして、スガの生産方式を研究して行くこととも書いておると思うのでありますが、新しい技術についての見通しなり見解なりを伺つておきたいと思います。

○中島政府委員 原料炭の問題でございますが、現在でもガス事業の設備の性質上及び副産物たるコーケスの品質の関係からいたしまして、非常に石炭

の質を選ばなければなりません。二十八年
度におきましては大体三百万トンから
三百二十万トン程度の原料炭を消費し
ておる実情でございますが、このうち
で国内で量的にまかなえるものは、大
体三百万トン程度の石炭は問題になら
ぬ程度でござりますけれども、実質的
に考えますと、今日におきましてもそ
の二割から二割五分程度のものを輸入
いたしております。これは国内の炭質
が粘結度におきまして、あるいは灰分
等の関係におきまして、特別に優秀な
ものは国内で産出されない、こうい
う関係からいたしまして、そういうも
のを最小限度輸入せざるを得ない実情
であります。将来ガス用の原料炭の需
要が相当増加いたしましても、現在使
用しておる程度の割合を国内炭でまか
なうということにつきましては不安はな
いわけでございますが、やはり待望
しております優秀なる品質の外国炭の
輸入ということは将来におきましても
必要でございます。従つて原料炭の使
用量の増加に伴いまして、ガス用の外
国原料炭の輸入といふこともやはり同
じ割合で増加しなければならぬとい
う実勢にあるわけでございます。従つて
現在におきまして、二十八年度は大体
七十万から八十万程度の外國炭を使
ておるわけでございますが、これが終
来五箇年計画の達成後におきましては
百万トン以上にふえるということにな
るわけであります。

スを生産できる、こういう設備でありまして、急場の間に合わせるためには非常に有効なガス・プラントであります。将来ガスの需要がどんどふえまして、従つてその間のピーク時とピーク時でない場合とのギャップが大きくなればなるほど、こういうような応急措置としての設備も必要になるわけでありまして、今後もやはり設備の増強に応じてオイル・ガス・プラントもそれらに応じた拡充をしなければならぬというわけであります。今日の目標といいまして、現在でオイル・ガス発生用に使います重油が四、五万トン程度でございますが、将来五年計画達成後にさきましては、十七、八万トンから二十万トンくらいの石油ガスの設備が必要であろう、こういうふうに見込まれておるのであります。

かといふ一席の見通してございまして、しかしこの点はいろいろ問題がござりますので、ことにヨークスの今後の用スを生産できるということになりますと、ヨークスの問題もありませんし、また輸入炭の問題もなくなるわけでもあります。しかし将来石炭の利用技術は、現在の設備で一般炭を処理なれば、現地の設備で一般炭をガス化するという面から考えまして、できるだけ広範囲な石炭をガス化するという目的におきましては、一般炭の利用といふこととも非常に必要なわけでございまして、これは諸外国におきましても技術的にかなり研究が進んでおります。わゆる石炭の完全ガス化といふよう技術の研究でございますが、こういふ点につきましては、今後やはり日本としても高級な良品質炭の少い石炭資源から考えまして、一般炭までガスの原料炭として使い得るように研究しなければならぬ。これは今後の研究問題でございまして、ある程度緒についたばかりのところでございますが、そのにつきましてはさらにはガス事業としても相当の関心を持つて推進しなければならぬと考えておる次第でござります。

二 供れ數和給 まばて点はでけ原源どうない術しこ的の用を理しめテル

一八%と言われておるのであります。が、こうしてガス事業が復興し、またそれが、これに対しても需要は非常に激増しておる。たとえば昭和二十七年において新規申込みのものが約六万八千戸あると言われておる。それに対して、まだそれがほとんど未済である。申込が非常に異増して来た。こういふ急速な需要者の激増によつて、ここにガスの製造設備の拡充をはかるために、すなわち今説明がありましたガス拡充の五箇年計画を立て、そしてここにガス事業法案を提出されたと思うのであります。しかも今度のこの法律案を出す上において、説明を伺いますと、電気及びガス関係の法令改正審議会において、その答申その他について一年間にわたる慎重なる調査の上にこの法案を出したという点においては敬意を表するのであります。公益事業令において電気及びガスとしてあつたのについてはもよつと納得できなかつたのであります。が、今度ガスの単独法案を立法化して提案したということは、やはり占領政策の正の一環として非常にけつこうなことだと思うであります。

そこでこの法案に対しまして、今始

めに開かんとするごとに

思ひます。この法案の成立にあたつて、さいぜん話しましたごとく、電気ガスに関する法令改正審議会において

非常に検討をされ、その結果その答申に基いて本法案を作成したと言つておりますが、しかしこの答申案と法案の作成において完全に一致しているものか、あるいはまた相違点があつたとしますならば、その相違点の主要なこ

とについて説明していただきたいと思ひます。

次に、法案の制定にあたりまして、基

本態度としては消費者の利益擁護の強化を旨としているとの説明であります

が、そのため規定された条文につい

てお話を伺いたいのであります。その具

体的運用方針について、また特にガス

事業が独占的地位にあって、そのサ

ーピスにおいて欠けているものではないか。これらに対するいかなる監督なり

あるいは処置をするか、またこれに對

して今後どういうふうな処置をとつて

行くかということを伺いたい。

次に、本法案の十三条において、ガ

ス事業者の兼業を認可制としているの

であります。その理由はどういうこと

であるか。また本条で許可を要しない

ものとしている事業があるようであ

りますが、その内容を承りたいのであり

ます。現在ガス事業者が兼業として行

うガス器具販売について、ガスの引用

する今後の方針について説明をいただ

きたい。まづこの点について御説明を

願ひたいのであります。

○中島政府委員 ただいまの御質問で

あります。電気ガス事業関係法令改正

審議会の答申と、ただいま提出してお

ります。事業法案との相違点でございま

すが、大体当初の立案のときには審議

会の答申にのつとりまして立案したわ

けでございます。その後内部的な研究

あるいは法制度その他の検討の結果、

申の内容と違つて規定されておりま

す。まず答

申を申し上げますと、まず供給関係

におきましては、特約料金制度の採用

が答申の中ではうたわれております。

これは電気にはたとえば深夜電力を利

用いたしますとか、あるいは豊水期の

余剰電力を利用することによって、他

の形における電力の使用と比べると、

電力の使用形態が違いますので、その

点を考慮いたしまして特別の料金制度

を設けることが考えられるあります。

が、ガスにつきましては、深夜の電力

のとき性質のものが現状いたしま

しては考えられませんので、また季節

的には考えられませんので、また季節

のときは余剰電力を設けることがあります。

が、ガスにつきましては、深夜の電力

のとき性質のものが現状いたしま

しては考えられませんので、また季節

のときは余剰電力を設けることがあります。

</div

それからこまかい点につきましては、たとえば店名等の変更の届出、相続の規定等二、三の規定が設けられておりますが、これは立法技術の問題として審議会としては特にそこまで触れませんけれども、当然のこととしてこの法案に插入したわけござい

ます。それから消費者保護の見地からどういうふうな規定があるかという点でございますが、元来ガス事業はその事業の性格から、おのずから地域的な独占形になる事業であります。従つてその独占事業の弊をできるだけ改めるという趣旨におきまして、消費者保護の制度といふものはこういう法規においては特に必要なわけであります。従つてこの点については従来と同様に事業の許可義務、あるいは兼業の許可制、それから事業の譲渡、譲り受けの認可制というようなことは同様に規定いたしておりますが、特にこの法案におきましてその見地からさらにそういう規定を強化した点を申し上げますと、まず事業許可に關しましては消費者保護の見地から規定されたものが三つござります。第一が第五条におきます事業の地域的独占の排除でございます。これは従来は同一地区におきましては二つ以上のガス事業は成り立つ得ないと、いうふうな事例がありますと、これまでは従来は同一地区におきましては二つ以上のガス事業を許可しませんが、今度の法案におきましては、そういうふうなようないふうな見地から、十分な設備もしない

消費者に迷惑をかけておるといふうな場合に、従来の規定ではいかんともなし得なかつたものを、こういう新しい制度によりまして排除することがであります。それから第七条に設備の設置義務という規定がございますが、これは事業許可を受けましても、その地区の一部だけに供給する程度の設備をつくりまして、供給地域全体に対しまして必要な設備を設置しないでそのまま放任しておる。特に比較的需要者の密集した地区だけに対応する程度の設備をつくりまして、それ以外の末端の地区に対する供給の禁止規定——ガス事業者は供給区域内におけるガスの十分な供給をするという本来の義務を果すようになりまして、それ以外の地区的地区に対して供給することは不利であるというふうな見地から、十分な設備もしない

消費者の利益を害しますので、そういうふうな事例がありますと、これらは消費者の利益を害しますので、それが実現されることはあらかじめ認めます。次に供給ガスの熱量と圧力の測定義務を課しております。これは本来ガス事業者は、自分の供給するガスの品質を保証する義務が当然あるわけであります。ただ法文上許可要件においては、この義務が余分に投下されないようないふうなことがあります。たゞガスが施設されまつてある場合は、ややもすればガスが所要の圧力あるいは熱量を持つておらぬといふことがあります。そこでガス事業者が常に圧力あるいは熱量を測定いたしますと、それを明らかにしておきますが、これも従来はなかつた

が、そういう見地からいたしまして、大部分の場合におきまして、同じ地区に二つ以上のガス事業者が認可されることがあります。しかし必ずしも全部を律しますが、かりに必要な場合におきましては同じ地区において二つ以上のガス事業を認めるということも法文上は可能でありますし、また実際問題といいたしましても、場合によつてはそういうこと

も起り得るわけであります。この点につきましては単に一つの事業だけを認めれば、その事業が十分なサービスをしないで、地域的独占の上に眠つて、起きるわけであります。この点に

からいかなともしがたいといふうな実情にございました。これを今まで法律の十五条におきましては、そういう場合においては通産大臣はその地域を減少することができるようになつております。従つてもしもある事業者の希望がある場合には、そこへ許可する、それにいたしておるわけであります。それから供給事業者からガス事業者がガスを買いまして、これを一般に供給する場合におきましては、これが認可制にいたしません

が、その義務を果すために、まず第一に料金を決定する場合におきましては、購入のガスはやはり購入の原価でもつて算入せざるを得ない。従つて不當に高い値段で買つておきましては、消費者に対する料金の決定の場合にはそれが基礎になるといふうな不合理なことになりますので、一般的の消費者に影響を及ぼすようないふうな料金を買つて、購入のガスはやはり購入の原価でもつて算入せざるを得ない。従つて不公平なことがありますと、燃焼いたしまして、それが基礎になるといふうな不合理なことになりますので、一般的の消費者がこのまま有効成分が残つておらないといふうなことを防ぐ方法がないといつてしまつて、それが燃焼いたしまして、人が死ぬことはあたりまえで、これは

ガスの有害成分を検査するという義務を負つております。これは当然ガスの

消費者の保護の規定でございますが、

これは常に適正に行わなければならぬ。いろいろ見地から減価償却が不足する場合におきましては、これを強制

するということも考えられております。

次には卸供給事業者の供給を認可制にいたしております。これは卸供給事

業者からガス事業者がガスを買いまして、これを一般に供給する場合におきま

すが、これを認可制にいたしません

が、その義務を果すために、まず第一に料金を決定する場合におきま

すが、かかる会計関係の規定におきま

しては、減価償却に関する命令権を新しく設定いたしております。これはガス

事業といたしましては、一回供給を開

始ましたと、確実に供給を継続し

なければ、ガスの需要者に対しても大き

な迷惑をかけます。初めからガスがな

い場合と、一旦ガスが施設されま

すが、これが消費者に対する迷惑の

相違といふものはない非常に大きなもの

ございますので、ガス事業が開始され

たあとで、いたずらにその業務が停止

され、休止されることが必要で

あります。そのためには事業維持ある

いは設備維持という見地から、減価償

却は常に適正に行わなければならぬ。いろいろ見地から減価償却が不足する場合におきましては、これを強制

するような命令を通産大臣ができるよ

うに措置を講じておるわけであります。

それから保安関係におきましては、

ガスの有害成分を検査するという義務を負つております。これは当然ガスの

消費者の保護の規定でございますが、

これは常に適正に行わなければならぬ。いろいろ見地から減価償却が不足する場合におきましては、これを強制

するということも考えられております。

次的には卸供給事業者の供給を認可制にいたしておるわけであります。

それから会計関係の規定におきま

しては、減価償却に関する命令権を新

しく設定いたしております。これはガス

事業といたしましては、一回供給を開

始ましたと、確実に供給を継続し

なければ、ガスの需要者に対しても大き

な迷惑をかけます。初めからガスがな

い場合と、一旦ガスが施設されま

すが、これが消費者に対する迷惑の

相違といふものはない非常に大きなもの

ございますので、ガス事業が開始され

たあとで、いたずらにその業務が停止

され、休止されることが必要で

あります。そのためには事業維持ある

いは設備維持という見地から、減価償

却は常に適正に行わなければならぬ。いろいろ見地から減価償却が不足する場合におきましては、これを強制

するということも考えられております。

次には卸供給事業者の供給を認可制にいたしておるわけであります。

それから会計関係の規定におきま

しては、減価償却に関する命令権を新

しく設定いたしております。これはガス

事業といたしましては、一回供給を開

始ましたと、確実に供給を継続し

なければ、ガスの需要者に対しても大き

な迷惑をかけます。初めからガスがな

い場合と、一旦ガスが施設されま

すが、これが消費者に対する迷惑の

相違といふものはない非常に大きなもの

ございますので、ガス事業が開始され

たあとで、いたずらにその業務が停止

され、休止されることが必要で

あります。そのためには事業維持ある

いは設備維持という見地から、減価償

却は常に適正に行わなければならぬ。いろいろ見地から減価償却が不足する場合におきましては、これを強制

するということも考えられております。

次には卸供給事業者の供給を認可制にいたしておるわけであります。

それから会計関係の規定におきましては、減価償却に関する命令権を新しく設定いたしております。これはガス事業といたしましては、一回供給を開始ましたと、確実に供給を継続しなければ、ガスの需要者に対しても大きな迷惑をかけます。初めからガスがない場合と、一旦ガスが施設されますが、これが消費者に対する迷惑の相違といふものはない非常に大きなもの

し上げましたような事項も、消費者保護の見地からこの法案に盛り込まれておるわけであります。従来のガス事業法あるいは公益事業令に比べまして、この点につきましては一歩進んだ内容を持つておるものとわれくは信じておる次第であります。

大体ガス事業が他の事業を經營する場合に許可を受けるということがこの法律上規定されたわであります。この兼業の許可を受けさせる趣旨は、申すまでもなくガス事業者は本来のガス事業につきまして専念すべきであるといふ見地からしまして、ガス事業にあまり関係のない仕事を兼管いたしまして、その方に力を入れ過ぎたり、あるいはその方で損失を受けたりいたしません結果、本来のガス事業の遂行が十分でないということになりますと、これには消費者に対して非常な迷惑になりますので、そういう点をチェックするというのがこの目的であります。しかしながらガス事業におきましては、御承知のようにコータスあるいはタール製品等、当然にガスを生産するために出来ます副産物がござります。しかも大きな事業でありますとつては相当のを初めから禁止することは不可能であります。従つて当然にこの附帯業務命令をもつて除外するつもりであります。現在におきましてもこの点は除されておりますが、こういうような命のはガス事業におきまして当然の附帯事業として除外するつもりでおりま

す。その他の点につきまして、たとえば販売など御指摘になりましたガス器具の販売ということ、これは器具の販売そのものは一種のガス事業のサービスとも考えられまして、必ずしも禁止する必要はない。現在でも認めざるを得ないと思ひます。ただお話をありますように、ガス器具の販売とガスの引込み、とりつけといふものが抱合せにされるというふうなことがかりにありますと、これは非常な行き過ぎでありますので、この点は十分に警告をいたしましておきます。従つてガス器具の販売自体は、今後も禁止する必要はないかと思いますが、これは場合によつては禁止をいたさせますし、またそういうことがある場合には十分注意いたしまして行き過ぎのないようにといふことをいたしたいつもりであります。

してそういうことがないよう警戒いたします。たゞ実情といたしましては、大体におきまして地方ガスの業績はあまり芳ばしくありません。また資力も不十分なために、十分設営の維持補修あるいは導管等の改修ができないためにこういうような結果が現われてゐる。それを矯正しようとおもかに資金的に容易でないというよんな事情につきまして、急速にこれを改善することとはむずかしい点もあるわけですが、なかなか資金的に改善するよろこきたいためにこういうような結果が現われてゐる。それを改善するよろこきたいために、一層努力をしてこういう点を改善するようお願いします。ましてのガス事業としては、一層努力をしてこういう点を改善するようお願いします。そういうことはたび々警告を發してしまっておられます。また今後におきるわけであります。また今後におきましても、こういう点はわれ／＼の方で、それでも監督をいたす考え方であります。それからガス事業の原価査定の場の利潤あるいは配当に対する考え方につきましては、ガス課長の方からあくまで御答弁させていただきます。

外でありまして、いわゆるガス事業とほんど異ならないようなものとなるおそれもあると考えられますので、そういう点がないように、もしそういうようなところまで拡張いたしましたときには、禁止する意図はもちろんありませんけれども、ガス事業者としての義務を負うべきでありますので、こういう点からいたしまして、ガス事業者であるべき限界を越えないようになります。そこで、この規定に関する限りは、そりやうにいたしました。

り込んでおります。その利潤を出し、す基準となるものは、結局一般金利に関連いたしましての配当金が基準になると思いますが、その点では利潤といたしまして織り込んでおりますもとに、なる配当金は、大体現状におきましては配当率一割五分というのを限度にいたしております。但し新規の企業とか、あるいは企業内容の非常に悪い企業につきましては、時期を切りまして五%ないし一〇%しか配当させないと、いう利潤の組み方をいたしております。そしてその配当率を考えまして、それに必要な利潤あるいはそれに伴う諸税というものを考えまして、その程度がまかなえるものを一応利潤といったしまして計算いたしております。なおそういたしましてできた総括原価から、副産物として一応コードクスなりタル製品がございますので、こういうものの販売価格というものを控除いたしております。その控除額は、そういう副産物の一般的な市況というのを中心においたしまして、その価格を控除するということにいたしました。そういたしまして総括原価から控除いたしました残りのものにつきまして、一応二年ないし三年の原価計算期間において、この程度のものはガスが売れるであろうというガスの総量をもちまして、それを割りまして、その結果平均原価とすることにいたしまして料金を決定いたしております。

ている。御承知の通りイタリアは石炭の少い国でありますが、地熱電気においてはそれが成功して、鉄道の電気はほとんど地熱電気を利用しておるのであります。そこでわが国でも地下資源として大いに利用すべきものと思うのであります。また今後の開発の方針についての見通しはどうか。なおまたガスの拡充に応じて、天然ガスの利用に努力を傾けるべきであると思うのであります。さらには現在天然ガスの供給が、天然ガスと石炭ガスとの優劣はどうであるか。今後ガス事業の拡充に伴い、天然ガスの利用をどう考えておるか。さらにまた現在天然ガスの供給は、ガス事業者以外の者でもこれを行つていていることありますが、この実情は将来どういうふうに考えておられるか。天然ガスは東京の城東にもあるようですが、新潟にも非常にたくさん出ておるのであります。地質の研究をして行けば天然ガスは各地にあると思う。進駐されていた時分に、私の故郷の群馬県地帶には、地下に石油鉱があるというようなことを、向うから來た技師によつて新聞にも報道されたのであります。この天然ガスを各地に興して、そうしてその土地々々の燃料の合理化節約に資する。さいぜん始閥委員が話したごとく、森林資源あるいは治山治水の上からいつても、この天然ガスは大いに利用すべきではないか。しかしその天然ガスの様子を見ますと、掘鑿に非常に金がかかつておる。事業体で行きますると専賣になる。しかしこれを国家として天然ガスを各地に興して行き、そしてそれが千円万円がかかつても六、七百万円で民間に払い

下ば、あるいは四、五百万円でできたものを七、八百万円で払い下げるというようななことにして行けば、長い間においては核算がとれることもないのではないか。あるいはまた天然ガスの鉱脈がわかつたときに、これが地方の都市でなくとも、天然ガスを湧出させて、化学工業にこれを利用して行つたならば非常にいい。こういう点に対しても通産省はどういう考え方を持つておるかということを承りたい。

次に、ガスの事業に伴います一般公衆に対する危険を防止するため、本法案においては所要の規定が入つておりますが、これはガス事業者の面よりする保安の規定であります。最近のガスによる事故は、ガス使用者の不注意によるものとされておりますが、中毒死だとか、あるいは中毒傷害のようなことが非常に多いのであります。事業関係者のそれよりもはるかに事故が多いのであります。これはガス器具の構造とか、ガス器具の使用方法についてさらには検討すべき問題があると思うのですが、同時にガスの消費者に対してガス器具の使用法に関する知識を徹底させる必要があると思う。特にガス器具の販売については非常に重大であるから検査を厳重にしなければならぬ。また最近においては小さい家でもみなガスふろを使うが起きて来る。この点使用者に対しても大いに注意を喚起する必要があるのではないかと思います。これらについて具体的にどういう方策を持つておるか、その点についても承りたい。

次に、ガス事業の充実にあたつて莫大な資金投下を必要とし、これが料金に影響するところもありますので、また原料としての適正炭の需要の増加が、今後必ず確保されるかどうかなども大きな問題であると思いますが、このガス事業の拡充にあたつて、ガスの製造方法や供給方法についてもう少し合理化して、そうして賃金コストの切下げをしなければならない。現に何かこういうことについての業界の研究、また天然ガスについては五箇年計画の中にも計画的な研究が進みつつあるかという点についてお話を承りたいと思います。

して、ことにガスの大消費地域であります京浜でありますとか、あるいは阪神地方でありますとか、こういう地区には天然ガスはあまり出ていないのであります。たまく東京の江戸地区におきまして一部ガスが出ておりますけれども、これはまだその発生量等からいたしまして、十分タウン・ガスとなりまして、一般のガスとませて供給するということも可能でございまして、そういう意味におきましては、東京瓦斯等におきまして、東京付近の天然ガスの採取ということにつきましてはかなりの関心を持つております。ただ天然ガスの採掘自体が、これは鉱業法あるいは鉱山法などとの関係から鉱山局の所管に属していまして、その関係からいたしますと、ガスの所管局といたしましては、できるだけ緊密に連繋をとりまして、ガス事業者としてもこれを有効に利用したいという見地から推進してもらうというような態度をわれわれとしてはとつてゐるわけであります。

るいは保安上の規定を守らせることがよつて十分防止できるわけでありまして、今後この保安規定の十分なる運用によつて、こういう事故だけは最小限度にとどめることができると存じます。それから家庭等におきますガスの事故は、現在までのところは大体器具の不良というよりも、むしろ使用者の不注意というふうな意味におきましては、ガスの使用者に対する対応として器具の使い方、あるいはガス自体の取扱い方ににつきまして、一層知識を普及するようになければならぬわけあります。これは特に現在でも各ガス事業者におきまして施設をいたします場合におきまして、方等につきましては、一應十分な注意を与えておる次第であります。それから器具の点につきましては、先ほど申しましては、これまでさるに努力をさせるべきだと思ひます。

それから器具の点につきましては、

先ほど申しましたように、現在器具の構造そのものが大きな災害の原因になつておるという事例は割合に少いわけ

であります。これは東京、大阪等の大ガス事

業者におきましては、ガス器具をこう

いうふうな危険から防ぐために、会社

において検定制度をとつております。

○吉田説明員 先ほど申しました御質

問のうち、二、三のこまかい点について申し上げます。

まず第一に最近におきますガスの事

故の発生の状況でござりますが、昭和

二十八年度はまだ集計が出ておりませ

んが、昭和二十七年度におきましての

ガス中毒で死亡いたしましたものが四

十五名、それから重軽傷患者が九十六

名という数字を出しております。二十

八年の傾向といたしましては、この中

毒死あるいは傷害者などが少し増加し

ます。これが場合によつて行き過ぎ

ますと、何らかガス事業者が特定のガ

ス器具メーカーに対してフェーバーを

与えるというふうな疑いもないわけで

あります。それから器具の検定をしてお

るといふうにわれくは承知しております

ます。従つてこういうふうなことはや

はり将来といたしましてもある程度有

効なことではないかというふうに考え

る次第であります。

それから原料炭の確保等につきまし

ては、先ほど申しました通りいろく

な問題があるわけありますが、そり

うもののが救済策といたしまして、ガ

スの製造設備あるいは製造方法につき

まして、一段の技術的な改善をはかる

必要があるということはまことにお話し

の通りであります。この点につきまし

ては、官庁といたしましても、また

ガス事業者といたしましても、十分な

関心を持つて研究いたしております。

現在までにある程度のことが行わされて

おりますが、その具体的な内容につきまし

ては説明員の方から説明いたさせ

ます。

○吉田説明員 先ほど申しました御質

問のうち、二、三のこまかい点につい

て申し上げます。

まず第一に最近におきますガスの事

業者におきましては、ガス器具をこう

いうふうな危険から防ぐために、会社

において検定制度をとつております。

これは非公式な検定でござりますが、

会社の検証のあるものはまず安全なガ

ス器具として推薦しておるというふう

なことをやつておりますが、これは別

に法規で強制しておるわけでもなく、

またそういう義務もないわけであります。

これが場合によつて行き過ぎ

ますと、何らかガス事業者が特定のガ

ス器具メーカーに対してもオイル・

ガスといふものを考へなければならぬ

ことがあります。この原因でございま

す。それから器具の検定をしておらぬ、

公正な見地から器具の検定をしておる

はありませんけれども、現在のところ

は、いろいろにわかれます。それは、

使用者の方の責任とあります。従つて

こういうふうなことはや

ります。それから器具の不注意と

見らるべきものと使用者の不注意と

見らるべきものと二つにわかれます。そ

ういうふうにわかれます。従つて

こういうふうなことはや

ります。それから器具の汚損と

汚損とあります。それから器具の汚損

とあります。それから器具の汚損と

汚損とあります。それから器具の汚損

の点につきまして一点だけ御答弁願つて私の質問を打切りたいと思います。

○中島政府委員 地方に対する権限委

任の問題であります。現在の公益事業令におきましては、ガスの製造設備をつくりましてそれを使用するとき、使用許可の権限を県知事に与えています。今度の法律案におきましては、設備の設置の許可是あらかじめ通産大臣にあらうわけありますが、その工事が終了後実際にそれを使用し始めるときには、さらにまた許可を受けさせらる必要があります。こういう見地から、使用許可の制度は本法の条文から削除いたしてあります。これは手続の簡素化の面からあるいは実際の関係からいいましても必要でないと認めたのであります。その点は今度の法律には制度上盛られておりません。従つて、従来その点に關しまして都道府県知事が持つておきました権限がなくなつたわけであります。それ以外の点につきましては、従来府県知事はガスの事業の監督につきましても何らの権限はなかつたわけであります。従つてこの法律によりましては何にも地方の権限にまかされておるものはない、こういう不満があるようであります。しかしこの法案の五十二条にございます通りに、「通商産業大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、通商産業局長又は都道府県知事に行わせることができます。」こういう条文がございまして、この法案の各規定の中で必要なものは地方に委譲する意思を持つております。ただ通産局長と都道府県知事といすれの規定をいすれに委譲すべきかということにつきましてはまだ成案ができておりませんので、今後

あります。

○中島政府委員 それから供給規程あるいは料金規程につきましての権限が地方にないといふ御不満に対しましては、一応ごもつともありますけれども、大体こういう一般的な規定あるいは料金といふようにつきましては、国全体の見地から検討する必要がある。こういう趣旨から、今後におきましても大体原則的には中央で決定するよういたしたいと考えておりますが、しかし電気と違いましてガスは業態からいいましても地方的なものがかなり多いのでござりますので、場合によつては料金等につきましては地方に委譲するといふことも考え方であります。ただ制度上におきましては、料金の認可をする場合には公聴会を開きまして、十分地元の意見を聞けるようになりますので、必ずしもこれを地方に委譲いたしませんでも、中央において十分地方の実情を把握することができる前になつておりますので、この点もなお検討の余地はございますけれども、制度上ではこういうことは中央でやるべきだというふうに考えております。

○笠本委員 さいせん私の質問しまして、午後零時四十六分散会

対して調査をしたかということをお

令を出したいというふうに考えており

ます。

○大西委員長 それでは次会は明後五

午前十時より開会し質疑を継続いた

すことといたします。本日はこの程

度にして散会いたします。

○中島政府委員 ただいまの点は鉱山局の所管でありますので、後ほど鉱山局に連絡いたしまして、その方からお

ります。以上であります。

○大西委員長 それでは次会は明後五

午前十時より開会し質疑を継続いた

すことといたします。本日はこの程

度にして散会いたします。

○中島政府委員 ただいまの点は鉱山局の所管でありますので、後ほど鉱山局に連絡いたしまして、その方からお